## 内閣衆質第一号

昭和二十六年十一月十六日

内 閣 総 理大臣 吉 田 茂

衆 議 院 議長 林 讓 治 殿

衆議院議員中島茂喜君提出建設省職員の定数に関する質問に対し、 別紙答弁書を送付する。

(質問の

衆議 院議員中島茂喜君提出建設省職員の定数に関する質問に対する答弁書

地方建設局所管の公共事業費並びに一人当り予算消化額は、 別表の 通りである。

補正予算については、 地方建設局関係はなく来年度予算は目下経済安定本部及び大蔵省で検討中であ

る。

見返資金工事において、 職員の定数については、 特別の処置をとらず、 従前の定員内において、 配置

転換等の処置により、 且つ、 定員内において処理することが困難な部分は請負に付し、 支障なく工事を

遂行した。

予備隊 建 設工事については、 附帶事務費中の賃金給で一○○名の臨時職員を増員し、 これを遂行し

つある。

目下大蔵省で検討中であり、 後段の地方建設局が策定した定数とは、 何を意味するか明瞭でないが、

現状においては、五に述べる如き減員はやむを得ないと考える。

兀 地方建設局にお いては、 補助員という制度上の名称はなく、 單に二、 三の地方建設局にお いて、 比較

的 長期にわたつて雇用せられる人夫等を便宜上又は、 慣習上、 補助員、 人夫名儀者等と呼称しているに

過ぎず、 その総数を明確にはあくすることは困難である。又これらの者に対して、一般の人夫に対する

と特に異つた取扱基準を定めてはいない。但し、十一月一日から常勤労務者制度を実施し、一般公務員

に準ずる取扱をすることとした。

その数は地方建設局を通じて五、八八四名である。

五. 本省及び附属機関においては、 事務 の整理、 能率の 増進等により、 七〇七名を整理することとした。

## 地方建設局事業費並びに一人当り消化額

昭二三年度 年 度 别 事 業 費 H 事 (二六年度の物価に換算した額)物 価 換 算 業 受費 一人当り消化額 摘 要

四、二六二、二四四、四八〇

八、五二四、四八八、九六〇

九九、一八二

営繕

昭二四年度

土木 六、宝三、三二、三宝 八、八四六、七一九、九六二

一、六二六、二二九、三〇九

二、一三〇、三六〇、三九五

二、五夫、010

一、一量、為三

よりの支出委任分を含む。専売公社、国家公務員宿舍等他省

昭二五年度

土木 一一、六二二、八六九、四〇〇 一四、〇六三、六七一、九七四

一、八八五、九七〇、〇五八 二、二八二、〇二三、七七〇

営繕

一、三三、一克

一、八〇五、八三

営繕 土木 一四、四二0、八五0、000

昭二六年度

五、00六、二三0、二宝 五、00六、三三0、二宝

1四、四二〇、八五〇、000

一、公五、六宝

五、九齿、〇二二

支出委任分を含む。社、国家公務員宿舍等他省よりの警察予備隊、海上保安庁、専売公

備考 物価換算は、二三年二、○○、二四年一、三一、二五年一、二一を乗じたものである。

営繕については、繰越分は次年度分に計上した。なお、二六年度分も相当額二七年度に繰越

される見込みである。

右答弁する。